

行政に関する困りごとは ありませんか？ ～行政相談週間～

10月19日(月)から10月25日(日)までの1週間は「行政相談週間」です。
行政相談は、国の仕事やサービス、各種制度の手続きなどに関し、困っていることや要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。
相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

◎ 相談日時および場所 ◎
10月22日(木) 午前10時～午後3時
総合ケアセンター南三陸
1階いきいきルーム

南三陸町担当行政相談委員



高橋才二郎さん (☎番所) 佐藤 和文さん (☎沼田)

☎ 総務課総務法令係 ☎46-1370

令和2年度 南三陸町成人式

町では、大人への一步を踏み出していく
新成人を祝し、成人式を開催します。

- 日 時 令和3年1月10日(日) 午後1時30分～(予定)
 - 場 所 ベイサイドアリーナ
 - 対象者 平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれで、南三陸町内の中学校を卒業した人
- ☎ 志津川公民館(生涯学習センター内) ☎46-1341

令和2年度 町民文化祭「展示部門」 作品募集

10月28日(水)から11月10日(火)まで、志津川公民館を会場に開催する「令和2年度 南三陸町民文化祭」の展示作品を募集します。
絵画・写真・盆栽・山野草・生け花・書道・川柳・俳句・詩・手芸・押し花など、自慢の作品を出展してみませんか。
※出展の申し込み期間は、10月1日(木)から10月9日(金)まで、志津川公民館に備え付けの申し込み用紙で提出してください。また、詳細確認のため、電話での受付は致しません。

☎ 志津川公民館(生涯学習センター内) ☎46-1341 FAX46-1344

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～10月11日は「犯罪の防止に向けた活動を行う日」です～

10月11日から10月20日は全国地域安全運動が実施されます。

10月11日は国の「安全・安心なまちづくりの日」です。

全国地域安全運動は、防犯協会をはじめとする地域安全に関する機関、団体、そして警察が期間を定め、地域安全運動をさらに強化するとともに、安心して暮らせる美しい地域社会の実現を図ることを目的に昭和52年より毎年開催している運動です。平成17年には、各地域における取り組み意欲をさらに高めるため、10月11日が国の「安全・安心なまちづくりの日」と定められました。

子どもを犯罪から守りましょう！

子どもが巻き込まれる痛ましい事件が相次いで起きています。
子どもを取り巻く環境が変わってきている中で、今の時代にあった安全対策が必要です。子どもを守る最も影響力の大きい人は、誰よりも親であるという意識を持って「うちの子は大丈夫」という根拠のない思い込みがないか、もう一度安全対策を見直してみましょう。

防犯チェックポイント

- ◆知らない人にはついていかない
- ◆一人で遊ばない
- ◆外に出掛ける時は、お家の人に
 - 誰と、どこで遊ぶか(勉強するかなど)
 - 何時頃帰ってくるかを言って出かける
- ◆連れていかれそうになったら大声で「助けてー！」と叫ぶ



日頃から「話す、聞く」を習慣づけ、子どもの様子をよく見て普段と異なるときは優しく声をかけてあげましょう。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

すでに個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの人へ

マイナンバー制度開始当初に個人番号カード(マイナンバーカード)を申請した人は、順次カード内に搭載されている電子証明書の有効期限を迎えます。また、カード申請時に未成年だった人は、カード本体が有効期限を迎えます。
ともにカードに記載されている有効期限の3カ月前から更新手続きが可能です。

1 マイナンバーカードの有効期限 カードの表面に印字(●年●月●日まで有効)

- ・発行時20歳未満の場合→発行日から5回目の誕生日
- ・発行時20歳以上の場合→発行日から10回目の誕生日

2 電子証明書の有効期限 カード表面に手書きで記載

- ・年齢に関わらず、発行日から5回目の誕生日



カード本体の有効期限

電子証明書の有効期限

有効期限が空欄の場合は、役場町民税務課へご連絡ください。

対象となる人には、満了日の2カ月前に通知が届きますので、カード所有者本人が有効期限内にカードを持参し、役場で更新手続きを行ってください。

被成年後見人と15歳未満の人は法定代理人の同伴が必要です。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

国民年金だより

下半期の年金相談会の開催について

南三陸町に居住している皆さんの各種年金相談については、石巻年金事務所や気仙沼出張相談所まで遠方になることから、今年度も南三陸町役場を会場に相談会が開催されています。今年度下半期の年金相談会は下記のとおり開催されますのでご利用ください。

※相談は予約制になります。(予約電話 0225-22-5115・石巻年金事務所)

開催日	受付時間	
	午前	午後
令和2年11月11日(水)	10時～12時	1時～3時30分
令和3年1月13日(水)		
令和3年3月10日(水)		

【開催場所】南三陸町役場本庁舎1階 相談室など

【主な相談内容】・年金に関する相談や手続き(老齢年金・遺族年金など)再交付申請など
・年金記録や「年金定期便」に関する相談など

【必要なもの】

年金手帳、年金証書、国民年金保険料納付書など、基礎年金番号がわかるもの。
代理人の場合には委任状と運転免許証など、本人確認ができる書類が必要です。
新型コロナウイルス感染予防の為、マスクを着用願います。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373